

## 区役所と局との事業調整について（事務の流れイメージ）（参考）

## 1 予算算定調書策定までの事務の流れ

## 【8月～】

- ① 新区長の意向確認  
 （区役所）新区長の方針やビジョンの確認（重点実施施策・事業の確認、24年度事業の継続の有無等の確認）  
 意向を受けた次年度の区運営方針（素案）の作成
- 新たな区の行政システムに係る実務FAQ（職員向け）の作成・運用  
 ・区シティ・マネージャー関係業務や区役所業務の中で変更となる点（副区長の専任化、企画調整機能の拡充など）に関する実務上の質問を受付、主な質問に対する回答を庁内ポータルへ掲載  
 ・これまで周知してきた通知文やイメージ図等資料を時点修正し掲載、追加
- ② 新区長（区CM）の意向の実現に向けた関係局との事業調整  
 （区役所）新区長（区CM）の意向を文書により各局に対して伝達・指示  
 また、区役所独自事業との関連を総合行政の推進の観点から区役所内部調整  
 （関係局）新区長（区CM）の意向を反映した事業の企画立案  
 （可能であれば複数のモデル事業の提示など）
- 区役所企画調整担当課長等との意見交換会の開催

## 【9月上旬】

- ③ 調書作成・概算経費の算出  
 （関係局）企画事業に係る概算経費の算出

## 【9月中旬～】

- ④ 局が企画した事業内容を区役所へ説明  
 （区役所）区CMへの決定権拡大の範囲で24年度事業に対して事業継続の意向伝達  
 （関係局）事業内容や必要予算額、事業効果について区役所へ説明
- ⑤ **各所属に対して予算編成方針、配分予算通知（9月18日予算担当課長会議）**
- ⑥ 区役所内で局が企画した事業について、区役所独自事業との有効性などを精査し、事業採択などの検討
- ⑦ 局側に対して区役所側の意向伝達  
 採択しない場合は再度各局との事業調整を実施
- ⑧ 必要予算のねん出  
 （区役所）必要な事業予算を捻出するため、区長裁量の他事業の見直しが可能かどうか関係局と調整（局へ伝達し調整）  
 （事業継続再検討：24年度実施事業を継続するかどうかの検討。また、どの範囲で事業実施するかなどの検討し局へ伝達・調整）  
 区役所独自予算（区まちづくり推進費等）の局事業への充当の検討  
 税外収入の確保による財源の確保  
 区長重点施策経費の活用 など
- （関係局）見直し可能な事業と見直しによる区民への影響について区役所へ説明  
 予算を捻出できない場合は、②において局で企画した事業内容の見直しが必要
- ⑨ 区長裁量予算枠内での調整（区役所）  
 各局で作成した事業調書に対して区長裁量予算枠内の調整になっているかの確認  
 （関係局間調整は区役所が実施）  
 ※上記の過程において移譲しない決定権の基準の見直しが必要な場合はその旨を市政改革室へ報告（10月末までに）  
 ※区へ移譲する事務事業で、区長と調整が終わったものについては市政改革室へ報告（10月末までに）

## 【11月中旬～】

- ⑩ 予算算定調書確定（財政局へ提出：11月15日締切）
- ⑪ 区・局運営方針素案公表
- ⑫ 財政局（課長、局長）ヒアリング（11月16日～）

## 【12月上旬】

- ⑬ 市長ヒアリング（公開）

## 【1月下旬】

- ⑭ 市長査定ヒアリング（公開）

※日程（時期）についてはあくまでもイメージであり、各局、各区との個別の事情の調整状況等により流れは異なる。  
 （各局のスケジュールや個別事業内容により異なる）